

[事案 27-169] 契約無効請求

・平成 28 年 2 月 19 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から預金であるかのような誤った説明を受けて契約したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 7 月に契約した養老保険について、募集人から、預金のような保険であり、3 年経過すればいつ解約しても元本割れしないと説明され、解約返戻金が払込保険料を下回る旨の説明がなかったことから、契約を無効としてほしい。

<保険会社の主張>

契約時、が適切な説明を行わなかったり、必要な書類を交付しなかったことは認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。